

尾張旭市監査公表第33号

令和7年12月1日付け尾張旭市監査公表第53号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年5月8日付け8市活第47号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年5月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

市民生活部市民活動課・市民活動支援センター・少年センター

| 監査の指摘事項 | 措置状況 |
|--|---|
| <p>歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金 の収納の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第4条及び第5条）。この点、市民活動課は資源ごみ売払収入及び体験型 運転講習参加料について、市民活動支援センターは書類・図書等複写料について、それぞれ法令又は性質上事前に調定 ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務 者に納入を通知し、徴収し続けてきた。 適時適切に調定を決議されたい。</p> | <p>指摘事項について、いずれも事前に調定できるものであることを確認した。 また、当該歳入の予算科目は、財務会計システム上で設定される細節単位の調定方法（事前又は事後）が、事後に調定 するものと設定されていたが、令和8年度から財務会計システムの設定を事前調定に変更した。 今後は、尾張旭市会計規則の規定に基づき、調定の決議を行った後に納入義務者への通知と徴収を行う。</p> |
| <p>尾張旭市自治会等助成金は、自治会等が行う地域住民のコミュニティ意識の醸成を図る事業に助成を行うことにより、豊かな地域社会の形成と健全な発展を図ることを目的とするものであり、国若しくは地方公共団体又は民間団体等による他の助成金等を受けていない事業（申請事業と他の助成金等が会計上明確に区分できる場合を除く。）であることが必要である（尾張旭市自治会等助成金交付要綱（令和2年尾張旭市要綱等。以下「自治会等助成金交付要綱」という。）第2</p> | <p>指摘事項を受け、当該自治会に事情の聴取を行った。当該自治会は、報告書に記載されたもの以外にも補助対象事業を行っているが、役員間の連携が不十分であったことから、誤って他の助成金等を受けている事業を補助対象として報告したことが判明した。 当該自治会からは、令和8年3月15日付けで誤って提出した報告書の取下げの申出があったため、聴取した事情からやむを得ないものと認め、確定通知の取消しを行い、同日付けで受理した報告書</p> |

条及び第3条第2号)。

A自治会は、令和7年6月1日付けで当助成金142,450円(350円×407世帯)の交付を申請し、市は、同年7月2日付けで同額の助成金の交付を決定した。その後、A自治会は、同年8月30日付けで当助成金の対象事業として環境事業(ごみストッカー設置、75,900円)及び防災事業(ゴミ袋、75,702円)を実施した旨記載した実績報告(領収書の写しを添付)を提出し、市は、同年9月25日付けで交付決定額と同額で助成金の額の確定をしていた。

一方、今回、併せて実施した環境事業センターを対象とした監査で、A自治会が、当該ごみストッカーの購入費を補助対象経費として盛り込んで、同年7月11日付けで同センター所管の尾張旭市折りたたみ式ごみボックス購入費補助金に係る補助金交付申請書兼実績報告書(申請額は、同補助金交付要綱に則したもの(折りたたみ式ごみボックス購入費用の2分の1の金額(消費税及び地方消費税を含んだ金額で、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額))で、37,900円。領収書の写しを添付。)を提出し、市が、同日付けで同額の補助金の交付を決定していることを検出した。

これらのことから、市が、A自治会の同一のごみストッカー設置費用に係り、別々の助成金等の対象経費として重複して認めていたことが分かった。

この点、A自治会の当助成金の対象として認められた事業のうち、当該ごみストッカーに係るものは、他の助成金等を受けていることから、同助成金の助成対象事業の要件に該当せず、A自治会は、尾張旭市補助金等交付規則(平成9年尾張旭市規則第15号。以下「補助金等交付規則」という。)第11条に規定され

(ごみストッカーではない別の事業を対象としたもの)の内容を審査したところ、適正であったため、改めて令和8年3月24日付けで交付額の確定通知をした。

今後の対応策としては、当該助成金の手引書に、同一の事業に対し重複した補助金申請ができない旨を記載し、連合自治会長等を通じて周知する。

また、自治会・町内会が折りたたみ式ごみボックスを購入する際には、環境事業センターに事前協議を行うこととし、尾張旭市自治会等助成金の実績報告書を提出する際は、必ず環境事業センターが交付する「事前協議済み証明書」を添付する取扱いとすることで、両課において補助等の対象を把握することとした。あわせて、重複申請を防ぐため、助成金実績報告書に「他の助成金等を受けているものは対象事業とすることができない」旨の注意書きと受付時に他の補助・助成制度を受けていないことを確認するチェック欄を設けた。

| | |
|---|--|
| <p>る補助金等の交付決定の取消しの要件（補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき）に該当するものである。</p> <p>補助金等交付事務を適切に実施されたい。</p> | |
| <p>B町内会が令和7年9月1日付けで市長宛て提出した尾張旭市自治会等助成金実績報告書の収支決算書によれば、助成対象事業に係る支出として集会所維持管理費（B町内にある集会所の浄化槽点検、清掃委託及び電気代）が計上されていた。そこで、同報告書に添付された書類を確認したところ、振込の明細票によりB町内会から同集会所名義の口座への振込は確認できるものの、集会所の浄化槽点検や清掃委託が実施され、それらの代金や電気代が支払われたことを確認できるものはなかった。</p> <p>同課は、同報告書の内容を審査し、同月3日付けで助成金の額を確定していた。同課によれば、同集会所は、複数の町内会により使用されており、その管理費用は、それら町内会で負担し合っているため、B町内会による同集会所への負担金支出を見ることにより補助対象事業の遂行を確認しているとのことであった。</p> <p>助成金の額の確定は、補助事業者等からの補助事業等の成果の報告を受けて、報告書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときにするもの（補助金等交付規則第9条）であるが、今回の同課の確認は、集会所の浄化槽点検等の実施そのものを確認したとはいえ、補助金等交付規則に規定される審査や調査の方法として不十分であったといわざるを得ない。</p> <p>補助金等交付事務を適切に実施されたい。</p> | <p>指摘事項を受け、当該町内会に事情の聴取を行った。集会所維持管理については、令和8年3月28日実施の会計報告で確認したとのことであった。</p> <p>実績報告書の提出時に事業の完了を確認していなかったことは、市の審査や調査の方法として不十分であったため、今後は、同様の事業内容の報告があった際は、確認できる資料の提出を求めるほか、報告書の提出は事業完了後に行うよう指導する。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>前2項目で指摘したとおり、今回の監査で、尾張旭市自治会等助成金について、是正改善すべき2件の事例を検出した。</p> <p>そこで、自治会等助成金交付要綱に規定される当助成金の実績報告書の様式を見ると、「1 事業費及び効果 別紙「事業報告書」 別紙「収支決算書」のとおり」、「2 添付書類（必要に応じ、写真、領収書等を添付してください。）」となっており、領収書原本のみならず、添付書類なしでも、市としては実績報告書を受け付けざるを得ないものとなっていた。</p> <p>この点、実績報告書に、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか確認するに足る書類を添付させることにより、今回のような事例の発現を防げる可能性があると考えられるので、同課においては、実績報告書の様式の見直しなどの改善の検討が必要である。</p> | <p>自治会・町内会は、年々加入率の減少とともに、役員の負担の増大・偏りが顕著になっており、その持続的な活動が危ぶまれている現状である。</p> <p>自治会・町内会の活動が機能しなくなるとは、大規模災害時の「共助」が機能しなくなり、安全安心な市民生活に大きな影響を及ぼすことになりかねないため、役員の負担を増大させるような制度の改正については特に慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>しかしながら、実績報告書に領収証などの添付を促すことによって、自治会・町内会においても報告内容と報告すべき時期が明確になるなど、役員の負担の増大だけでない効果を見込むことができるため、実績報告書の様式の見直しを行い、補助事業の成果や支出の内容を確認できる事業に関する写真や領収書の写しの提出を求めることとした。</p> |
| <p>尾張旭市自治会等活動促進助成金の額は、助成対象経費の2分の1に相当する額（その額が10万円を超える場合は10万円）が上限とされている。</p> <p>しかしながら、C自治会は、令和7年7月2日付けで市長から同助成金の交付を決定された防災備蓄品保管倉庫設置事業について、同月22日付けで実績報告書を提出したが、その収支決算書には、事業費（備品購入費）の決算額が241,500円、助成対象経費が100,000円と記載されているにもかかわらず、市は、助成金額を100,000円で確定していた。この点、市としては、助成対象経費が100,000円であれば、助成金の額は50,000円とすべきであるし、事業費全額が助成対象経費なのであれば、C自治会には助成対象経費を241,500円と書かせるべきであ</p> | <p>当該助成対象経費は、241,500円が正しいものであるから、助成金の額は、100,000円である。</p> <p>これは、令和6年度の定例監査の指摘を受け、要綱改正及び記載例の作成をしたにもかかわらず、課内に周知されておらず、窓口対応時やその後の事務処理で見落としたものであることから、再発防止のため、再度、記載例を担当間で確認した。</p> |

る。

補助金等交付事務を適切に実施されたい。